

世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設総合運営計画策定検討委員会設置要綱

令和4年5月12日

4世市活第190号

(目的及び設置)

第1条 本庁舎等の整備に伴い新たに建設する区民会館、区民交流スペース、広場等、様々な区民利用施設について、幅広い区民がふれあい、交流することのできる場所として、総合的、効果的かつ効率的に運営するための世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設総合運営計画（以下「区民利用施設総合運営計画」という。）を策定するにあたり、専門的な知見や区民の視点に立った検討を行うため、世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設総合運営計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 区民利用施設総合運営計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区民利用施設総合運営計画に関する重要事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者から区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 地域活動団体代表
- (4) 区内在住、在学の大学生
- (5) 区職員のうち、別表に掲げる職にある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から区民利用施設総合運営計画を決定した日までとする。

(委員長等)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、生活文化政策部市民活動推進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

2 この要綱は、区民利用施設総合運営計画を決定した日をもって廃止する。

別表 (第3条関係)

世田谷総合支所長
庁舎整備担当部長
生活文化政策部長